

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	政策調整部情報政策課
委 託 業 務 名	大津市グループウェアシステム再構築業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 4 号
概 要	現行のグループウェアシステムの 5 年間の利用期限が到来すること、また、多様化する業務への対応や職員の働き方改革が求められていることから、画面の視認性、操作性の向上を図ることに加え、新機能等の活用による業務効率の向上を目指し、グループウェアシステムの再構築を行う。
契 約 期 間	令和 6 年 5 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 5 月 1 日
契 約 金 額	3 2 , 7 8 0 , 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 草津市渋川一丁目 2 番 1 5 号 〔名 称〕 トーテックアメニティ株式会社 滋賀事業所 所長 西戸 勇美
契約相手方の選 定 理 由	グループウェアシステムの再構築業務の事業者選定については、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要がある、プロポーザル方式で公募したところ、トーテックアメニティ株式会社が受託候補者となったため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。